

こんな消費者トラブル ありました！

「何でも買い取る」訪問購入にご注意ください！



市民生活課市民生活係
☎ 0824-73-1154



(イラスト出典)
独立行政法人国民生活センター

買い取り業者から「何でも買い取る」と電話があり、亡くなつた母親の着物などの遺品を買い取つてもらえばと思つて訪問を承諾した。翌日、男性2人が訪問してきたので、買い取つて欲しい古着や着物を出すと「これだけでは買い取れない。他に貴金属や宝石はないか」と言い出し、ブランド物のバッグやネックレスなどを1万2千円で強引に買い取つてしまつた。

◎アドバイス◎
「何でも買い取る」と言つて訪問し売却したもの返して欲しいがどうすればよいか。

飛び込み勧誘は禁止されています！

【不招請勧誘の禁止】

突然消費者宅を訪問して、物品の買取りを勧誘（いわゆる「飛び込み勧誘」）は法律で禁止されています。このような勧説を行う業者は家中に入れないようになります。

また、しつこい勧説や買取る物品の種類を明示しないで勧説することも禁止されています。このような勧説を受けたときは、きつぱりと断りましょう。

契約後、一定期間は
物品を引き渡す必要は
ありません！

【物品の引き渡しの拒絶】

訪問購入にはクーリング・オフ（法定書面交付後、8日間）が設けられていますが、クーリング・オフしても、紛失などにより物品が返還されない場合があります。8日間は物品を手元において、本当に売却して良いか考えましょう。

買い物や契約、クーリング・オフに関する相談は庄原市消費生活センターへ！

平日9時～16時（12時～13時は除く）受付
☎ 0824-73-12228

安心・安全な毎日のために

庄原警察署 ☎ 0824-72-0110

期間 7月11日(水)～20日(金)(10日間)

スローガン
危ないよ

スマホじやなくて 周り見て

飲酒運転の根絶

県内では1月1日から5月末までに27人の方が飲酒運転で交通事故を起こしており、3人の方が亡くなっています。庄原市内でも飲酒運転による交通事故が発生しています。

高齢者の交通事故防止

県内で発生した高齢者の交通事故をみると、道路を横断中に被害に遭う方が最多で、ほとんどが夜間の発生です。次いで、車両単独による事故が多く発生しています。

夜間、出歩くときは見えやすい明るい服を着用し、ライトや反射材を活用しましょう。

運転に集中し、安全確認を徹底しましょう。

ハイビーム
上手に使って 事故防止

大切な命を見つける
上向きライト♪



交通取り締まりを強化しています

庄原警察署では、交通事故が多く発生している国道183号（平和町から新庄町の間）や市内中心部で、交通取り締まりを強化しています。交通事故の半数以上が単独事故です。ちょっとしたミスが大きな事故につながることもありますので、運転に集中しましょう。